

### ○季節性インフルエンザり患者数の推計方法の見直しについて

- ・ 季節性インフルエンザは、発生動向把握のため、全国約 5,000 か所の医療機関が定点医療機関として指定され、患者の届出が実施されている。例年、インフルエンザの流行期には、定点医療機関からの報告数に加え、週ごとの全り患者数が推計され、厚生労働省国立感染症研究所ホームページにおいて公表されている。
- ・ 従来、この全り患者数の推計は、「医療機関の施設数」を用いていたが、医療機関の規模が適切に反映されず、推計が過大となる傾向が指摘されており、第 21 回感染症部会（平成 29 年 6 月 19 日開催）において、2018/19 シーズンからは、「外来患者延数」を用いた推計方法に変更することが了承された。
- ・ なお、2018/19 シーズンからは、2017/18 シーズンまでの全り患者数の推計と数値の比較を行う場合、2017/18 シーズン以前のり患者数に、0.66（新推計方法に基づく数値への変換変数）を乗ずる必要がある。

（過去 3 シーズンの全り患者推計値）

	2015/16 シーズン	2016/17 シーズン	2017/18 シーズン
従来の推計値	約 1,502 万人	約 1,585 万人	約 2,209 万人
新推計方法への変換値 （従来の推計値に 0.66 を乗じた値）	約 991 万人	約 1,046 万人	約 1,458 万人

### ○季節性インフルエンザり患後の治癒証明の取扱いについて

- ・ 季節性インフルエンザり患後の治癒証明の取扱いについては、医療機関へ過剰な負担をかける恐れがあるため、新型インフルエンザの対応も参考に、「インフルエンザ Q & A」に下記を追記することとしたい。  
（参考）新型インフルエンザのり患後に、治癒証明書の提出を求めることについては、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する事業者・職場の Q&A（平成 21 年 10 月 30 日）」において、「インフルエンザの陰性証明は一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける結果になることから、望ましくない」とされている。
- ・ 公表は、平成 30 年度「今冬のインフルエンザ総合対策」公開時（平成 30 年 10 月中旬予定）とする。

《インフルエンザ Q&A に追加する事項》

- Q. インフルエンザにり患した従業員が復帰する際に、職場には治癒証明書や陰性証明書を提出させる必要がありますか？
- A. 診断や治癒の判断は、診察に当たった医師が身体症状や検査結果等を総合して医学的知見に基づいて行うものです。インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくありません。
- Q. 児童のインフルエンザが治ったら、学校には治癒証明書を提出させる必要がありますか？

ますか？

- A. 「学校において予防すべき感染症の解説〈平成 30（2018）年 3 月発行〉」によると、「診断は、診察に当たった医師が身体症状及び検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書）も同様である。」とされています。

なお、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」によると、「子どもの症状が回復し、集団生活に支障がないという診断は、身体症状、その他の検査結果等を総合的に勘案し、診察に当たった医師が医学的知見に基づいて行うものです。罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、個々の保育所で決めるのではなく、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、市区町村の支援の下、地域の医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決めることが大切になります。この協議の結果、疾患の種類に応じて「意見書（医師が記入）」又は「登園届（保護者が記入）」を保護者から保育所に提出するという取扱いをすることが考えられます。」とされています。

参考：「学校において予防すべき感染症の解説〈平成 30（2018）年 3 月発行〉」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf)